

令和8年度に学校体育施設開放に新規登録を希望する団体の皆様へ

東浦町は、より多くの住民の皆様にスポーツを楽しんでいただけるよう学校の体育施設を開放しています。

令和8年度の登録の時期となりましたので、下記の注意事項を熟読したうえで、利用についてご相談ください。

なお、新規登録団体は初回の利用許可期間は原則3か月間になります。その後の利用状況を判断して継続を許可していきます。

記

1 必要書類

- (1) 様式1 「開放施設利用団体登録申請書」 1部
- (2) 様式2 「開放施設利用団体登録者名簿」 1部
- (3) 様式6 「開放施設利用計画書」 1部
- (4) 傷害保険の保険加入に関する写し

※保険加入に関する写しのご提出時期につきましては、4月以降許可証を受け取ってから30日以内。

2 提出期限 2026年1月30日(金)17時15分まで必着(メールも含む)

3 提出方法

- (1) 東浦町ホームページから申請書等をダウンロードし作成。
https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/manabi/sports_1/boshu/16006.html



- (2) 以下のフォームから申請書を提出。

<https://ttzk.graffer.jp/town-higashiura/smart-apply/apply-procedure-alias/R8gakkoukaihou-shinki>



- (3) 受領確認の返信メールが届くか確認する。

※学び支援課で申請を確認後、原則3営業日以内に返信します。(メールアドレス
入力間違いにご注意ください)

4 申請上の注意事項

- (1) 令和8年度の役員（成人）及びメンバーを記入すること。
※予定でも構いません。
- (2) 登録及び利用条件
- ア 年間を通じて定期的に活動ができること。
- イ 常時10名以上で活動できる団体で、かつ東浦町在住・在勤・在学者が8割以上いること。**※登録者以外の方、未成年者のみの利用はできません。**
- ウ 傷害保険（個人・団体は問いません）に加入していること。
※学校開放利用時は、町のふれあい制度の適用になりません。
※施設確保及び営利目的での利用は認めません。
- (3) 活動場所などの調整について
- 他の団体と活動場所・時間と重なる場合は、別途ご相談させていただく場合があります。

5 その他

電話でお問い合わせいただく場合は、平日 午前8時30分から午後5時15分までお願いします。（メールでお問い合わせいただいても構いません。）

<問合せ先>
〒470-2104
知多郡東浦町大字生路字狭間80番地
(メディアス体育館ひがしうら 内)
東浦町学び支援課
電話：0562-83-8333